



山形県公報

令和3年1月8日(金)
第169号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定……………(置賜総合支庁地域保健福祉課) …… 5
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………(同) …… 6
- 指定居宅サービス事業者の指定……………(庄内総合支庁地域保健福祉課) …… 同
- 国土調査の成果の認証……………(農村計画課) …… 同
- 同……………(同) …… 同
- 同……………(同) …… 7
- 同……………(同) …… 同
- 県営土地改良事業計画の変更……………(村山総合支庁農村計画課) …… 同
- 同……………(同) …… 8
- 公共測量の実施の通知……………(県土利用政策課) …… 同
- 開発行為に関する工事の完了……………(村山総合支庁建築課) …… 同
- 同……………(最上総合支庁建築課) …… 9
- 道路の位置の指定の変更……………(置賜総合支庁建築課) …… 同
- 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程……………(会計局) …… 同

選挙管理委員会関係

告 示

- 山形県選挙管理委員会委員長の氏名等……………11
- 山形県選挙管理委員会委員長職務代理者の氏名等……………同

公 告

- 県営住宅入居者の一般公募……………(最上総合支庁建築課) …… 同

正 誤

告 示

山形県告示第6号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。
令和3年1月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
株式会社S T A Y	介護付き有料老人ホームこもればの里 西置賜郡小国町大字あけぼの三丁目5 番4号	特定施設入居者生 活介護	令和 3. 1. 1

山形県告示第7号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

令和3年1月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
株式会社STAY	介護付き有料老人ホームこもればの里 西置賜郡小国町大字あけぼの三丁目5番4号	介護予防特定施設 入居者生活介護	令和 3. 1. 1

山形県告示第8号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

令和3年1月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
医療法人丸岡医院	丸岡医院通所介護事業所いぶき 酒田市亀ヶ崎六丁目9番15号	通 所 介 護	令和 2. 12. 28

山形県告示第9号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

令和3年1月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 調査を行った者の名称
尾花沢市
- 2 調査を行った期間
平成24年4月16日から平成27年3月26日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称
尾花沢市地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域
大字尾花沢及び大字延沢の各一部
- 5 認証年月日
令和2年12月22日

山形県告示第10号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

令和3年1月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 調査を行った者の名称
尾花沢市
- 2 調査を行った期間
平成24年4月16日から平成27年3月26日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称
尾花沢市地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域
大字細野の一部

- 5 認証年月日
令和2年12月22日

山形県告示第11号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。
令和3年1月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 調査を行った者の名称
白鷹町
- 2 調査を行った期間
平成30年2月23日から令和2年3月23日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称
白鷹町地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域
大字萩野の一部
- 5 認証年月日
令和2年12月22日

山形県告示第12号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。
令和3年1月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 調査を行った者の名称
酒田市
- 2 調査を行った期間
平成31年3月7日から令和2年10月16日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称
酒田市地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域
生石の一部
- 5 認証年月日
令和2年12月22日

山形県告示第13号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により定めた県営東根地区（大木沢ため池）土地改良事業（農村地域防災減災事業（ため池整備事業））計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和3年1月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営東根地区（大木沢ため池）土地改良事業（農村地域防災減災事業（ため池整備事業））変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所
東根市役所
- 3 縦覧に供する期間
令和3年1月15日から同年2月15日まで
- 4 その他
 - (1) この告示に係る変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
 - (2) この変更については、(1)の審査請求のほか、この変更があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この変更の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この変更の取消しの訴えは、その審

査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

- (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この変更（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの変更の取消しの訴えを提起することができない。

山形県告示第14号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により定めた県営東根地区（富川堰用水路）土地改良事業（農村地域防災減災事業（用排水施設等整備事業））計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和3年1月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 縦覧に供する書類の名称
県営東根地区（富川堰用水路）土地改良事業（農村地域防災減災事業（用排水施設等整備事業））変更計画書の写し
- 縦覧に供する場所
東根市役所
- 縦覧に供する期間
令和3年1月15日から同年2月15日まで
- その他
 - この告示に係る変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
 - この変更については、(1)の審査請求のほか、この変更があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この変更の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この変更の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
 - ただし、上記の期間が経過する前に、この変更（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの変更の取消しの訴えを提起することができない。

山形県告示第15号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年1月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 公共測量を実施する地域
鶴岡市楪地内
- 公共測量を実施する期間
令和2年12月21日から令和3年2月26日まで
- 作業の種類
公共測量（基準点測量）

山形県告示第16号

次の開発行為は、完了した。

令和3年1月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 許可番号
令和2年11月9日 指令村総建第231号
- 開発区域に含まれる地域の名称
上山市高野字藤木1番1、2番1、永野字川原1473番1、1472番1、金谷字藤木262番1、264番、276番、263番1、255番10、284番1、261番2、260番2、263番2、265番、266番2、266番1、272番、268番、269番乙

号、269番、289番、270番、271番、294番、290番、295番 1、267番、296番 1、273番、274番、275番、278番、279番、281番、277番、280番、282番、286番、285番、287番、288番、289番先、295番 1 先、287番先、264番先、288番先、266番 2 先、296番 1 先

3 開発許可を受けた者の住所及び名称

上山市高野字下小屋176番地の1 社会福祉法人偕寿会

山形県告示第17号

次の開発行為は、完了した。

令和3年1月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 許可番号

令和2年8月24日 指令最総建第7号

2 開発区域に含まれる地域の名称

新庄市十日町字西高谷2548番4、2550番3、2550番4、2550番5、2550番6、2550番7、2550番8、2550番9、2550番10、2550番11、2550番12、2551番3、2551番11、2552番5、2548番4先、字早坂道2553番1、2553番16、2553番24、字早坂2560番4の一部、2560番8

3 開発許可を受けた者の住所及び名称

新庄市大字福田字福田山711番地6 株式会社ヤマムラ

山形県告示第18号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり変更した。なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建築課及び南陽市役所において縦覧に供する。

令和3年1月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 指定の番号 私道米第76号

2 変更の内容

変更事項	変 更 前	変 更 後
指定の場所	南陽市二色根字面田156番5、156番3	南陽市二色根字面田156番3の一部、156番5の一部、156番9の一部、156番5地先道の一部、156番5地先水の一部、156番5地先堤の一部
道路の現況	幅員 4.0メートル 延長 47.3メートル	幅員 4.00メートル 延長 64.54メートル

3 変更年月日 令和2年12月22日

山形県告示第19号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年1月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程

山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

別表第4中	「	<table border="1"> <tr> <td>〃 桂ガーデンプラザ支店</td> <td>〃 泉区桂一丁目1番1</td> <td>〃 〃</td> </tr> <tr> <td>〃 イオン中山支店</td> <td>〃 〃 南中山一丁目35番40号</td> <td>〃 〃</td> </tr> </table>	〃 桂ガーデンプラザ支店	〃 泉区桂一丁目1番1	〃 〃	〃 イオン中山支店	〃 〃 南中山一丁目35番40号	〃 〃	を
	〃 桂ガーデンプラザ支店	〃 泉区桂一丁目1番1	〃 〃						
〃 イオン中山支店	〃 〃 南中山一丁目35番40号	〃 〃							
	」								

〃 桂ガーデンプラザ支店	〃 泉区桂一丁目1番1	〃 〃
--------------	-------------	-----

に、

〃 イオン富谷支店	富谷市大清水一丁目33番地1	〃 〃
〃 明石台支店	〃 明石台六丁目3番6	〃 〃

を

〃 明石台支店	富谷市明石台六丁目3番6	〃 〃
---------	--------------	-----

に、

〃 イオン石巻支店	仙台市青葉区中央三丁目1番24号	〃 〃
-----------	------------------	-----

を

〃 イオン中山支店	仙台市青葉区中央三丁目1番24号	〃 〃
〃 イオン石巻支店	〃	〃 〃

に、

〃 イオン利府支店	富谷市明石台六丁目3番6	〃 〃
-----------	--------------	-----

を

〃 イオン富谷支店	富谷市明石台六丁目3番6	〃 〃
〃 イオン利府支店	〃	〃 〃

に改める。

附 則

この規程は、令和3年1月13日から施行する。ただし、別表第4の改正規定中

〃 桂ガーデンプラザ支店	〃 泉区桂一丁目1番1	〃 〃
〃 イオン中山支店	〃 〃 南中山一丁目35番40号	〃 〃

を

〃 桂ガーデンプラザ支店	〃 泉区桂一丁目1番1	〃 〃
--------------	-------------	-----

に改める部分及び

”	イオン石巻支店	仙台市青葉区中央三丁目1番24号	”	”
---	---------	------------------	---	---

を、

”	イオン中山支店	仙台市青葉区中央三丁目1番24号	”	”
”	イオン石巻支店	”	”	”

に改める部分は、同月14日から

施行する。

選挙管理委員会関係

告 示

山形県選挙管理委員会告示第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第187条第1項の規定により、令和2年12月25日、次の者が山形県選挙管理委員会委員長に選挙された。

令和3年1月8日

山形県選挙管理委員会
委員長 粕谷真生

住 所 山形市城西町四丁目14番35号
氏 名 粕谷真生

山形県選挙管理委員会告示第10号

令和2年12月25日、次の者を地方自治法（昭和22年法律第67号）第187条第3項の規定による委員長の職務を代理する者に指定した。

令和3年1月8日

山形県選挙管理委員会
委員長 粕谷真生

住 所 新庄市堀端町7番81号
氏 名 叶内武子

公 告

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県公営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

令和3年1月8日

山形県知事 吉村美栄子

1 県営住宅の名称等

名称	所在地	規格		公募戸数	区分	家賃					敷金	摘要	
		住宅形式	1戸当たり 住戸専用 面積			収入が 104,000円 以下の者	収入が104,000円 を 超え123,000円 以下の者	収入が123,000円 を 超え139,000円 以下の者	収入が139,000円 を 超え158,000円 以下の者	収入が158,000円 を 超え186,000円 以下の者			収入が186,000円 を 超え214,000円 以下の者
県営若葉東アパ ー ト 3 号棟	新庄市金沢1496 ー 1	2LDK	57.1 平方メートル	1	一般用	14,700 円	17,000 円	19,400 円	21,900 円	25,000 円	28,900 円		

(注)「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は同一生計配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 同一生計配偶者が70歳以上の者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの

(ニ) 同居者に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。

4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 令和3年2月1日から同月5日までの午前9時30分から午後5時まで
ただし、郵送の場合は、令和3年2月5日までの消印のあるものに限り有効とする。
- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先
新庄市金沢字大道上2034

県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産最上事務所

5 入居の時期 令和3年3月下旬

発行年月日	県公報 番 号	ページ	正 誤		正
			行	誤	
令和 3. 1. 5	第168号	1263	3	1263	1
同	同	同	5	1264	2
同	同	同	10	1265	3
同	同	1263			1
同	同	1264			2
同	同	1265			3